

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「四万十の“こだわり”職人を目指して」

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

四万十市

### 3 地域再生計画の区域

四万十市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 地域の概要

四万十市は、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併（人口約38,000人）し発足した。位置的には高知県西南部の「幡多地域」（3市2町1村）のほぼ中央に位置し、日本最後の清流「四万十川」が地域を貫流している。北西部は愛媛県との県境に接する標高1,000mを越える横の森（標高1,226m）や八面山（標高1,165m）などの「足摺・宇和海国立公園」の一部、黒尊山系の山地に囲まれ、南東は太平洋に開けており、山・川・海の美しい自然と温暖な気候に恵まれたまちである。

また、歴史的には、「土佐の小京都」と呼ばれ、5百余年前、前関白一條教房公が応仁の乱で戦乱に明け暮れる京都を避け、この地に下向し、京都に模したまちづくりを行い、今でも碁盤の目の町並みや、東山、鴨川といった地名などに色濃く引き継がれる幡多地域の政治、経済、文化、交通の中心地として、その役割を果たしている。

旧中村市と旧西土佐村の両地域は、四万十川という全国的にも知られる地域資源を共有し、合併したことにより、四万十川と共生するまちづくり、四万十川の環境保全、四万十川を活かした地域振興という、これまでの両地域の大きな課題に対し、より集中

的に、より効果的に取り組むことが可能となった。

本市においては四万十川流域という地理的な特性を強くアピールし、流域の資源を活かすことに成功すれば、中山間の農林水産物などにも四万十川イメージによる付加価値が期待でき、また、観光振興の面においても、これまで進めてきた四万十川を中心とする観光の振興を更に強化できるものとする。

## (2) 目標

上記のように、四万十市は四万十川を活かした地域振興に取り組むまちであるが、近年、観るだけの観光からそこにある自然や資源を体感する体験型観光へと観光客のニーズが変化し、また、情報が氾濫する現代社会において、他の地域が様々な形で地域ブランドをアピールし始めたこととも相まって、ただ単に「四万十川」という既存イメージだけに頼った地域振興には限界が生じ、より時流を先取りした地域ブランドの発信が求められるようになってきている。

このような本市の状況により、四万十川を軸とする豊富な森や川の恵みを活用して、これまでの基幹産業である農林業や観光業を再生し、地域の特色を最大限に活かしながら、四万十市の地域ブランドを全国へ発信できる特色づくりを目標とする。このためパッケージ事業をはじめとする地域再生支援措置を活用し、地域重点分野を担う人材の育成等に取り組み、以下の目標を掲げ地域再生と雇用の創出を図る。

### ①観光分野

「観光資源を活かして旅行者に対応した魅力ある観光プログラムの確立と受入体制の整備 ～ 通過型観光からの脱却」  
平成 21 年度～23 年度の雇用人数 49 名

### ②農林業分野

「新規就農者の育成と豊かな森林を活用した人づくり・ものづくり ～ 後継者を育て産物を売り込め」  
平成 21 年度～23 年度の雇用人数 32 名・創業者 1 名

### ③商業振興分野

「地場産品を用いた特産品の開発や販売促進～まちに人を呼び込もう」

平成 21 年度～23 年度の雇用人数 68 名・創業者 2 名

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

- ①「観光資源を活かして旅行者に対応した魅力ある観光プログラムの確立と受入体制の整備～通過型観光からの脱却」

観光分野では、レジャーの多様化・団体から個人など旅行形態の変化・旅行者の年齢等に対応するなど、魅力ある観光プログラムの開発に取り組み、観光ビジネスの強化に向けた人材育成を図ることにより、雇用の創出に繋げる。

- ②「新規就農者の育成と豊かな森林を活用した人づくり・ものづくり～後継者を育て産物を売り込め」

まず農業分野では、耕作放棄地や遊休ハウスなど活用し、耕作地への転換・高付加農産物の生産・新規就農者の育成に取り組み、生産組織の設立を推進することにより、雇用の創出や農業の担い手を確保する。

次に林業分野では、成熟期を迎えつつある良質材を効率的に搬出間伐し、地域の所得向上と雇用の確保、林業従事者の育成を図る。

また、全国的にも知られている四万十ヒノキの価値を高め、建築用材や木製品としての用途の開発や新たな販路の拡大を図る。

- ③「地場産品を用いた特産品の開発や販売促進～まちに人を呼び込もう」

商業振興分野では、地域の資源を活かした特産加工品の開発を目指した専門的な人材を育成し、生産の安定化を図る。また、地産池消のコーディネートや外貨獲得のための地産外商の販売戦略が展開できる人材を育成し、開発から販売へのシステム構築を図る。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1

地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）

（厚生労働省）

：【B0902】

事業の実施主体 四万十市雇用創造促進協議会  
協議会メンバー

四万十市、高知県、中村商工会議所、四万十市西土佐商工会、  
社団法人四万十市観光協会、四万十市旅館組合、まちづくり  
四万十株式会社、四万十市商店街振興組合連合会、幡多広域  
観光協議会、四万十市観光振興連絡会議、四万十川観光遊覧  
船連絡協議会、中村市森林組合、西土佐村森林組合、高知は  
た農業協同組合、西土佐ふるさと市組合、西土佐外販部会、  
株式会社西土佐四万十観光社

#### （1）雇用拡大メニュー

##### ① 新分野進出講座

- ・建設業の農業や林業への進出など、既存の業者が異分野へ進出できるように援助する。
- ・疲弊した地域内産業を、四万十川をはじめとする地域資源を活かした分野への進出により再生を促す。
- ・新分野への進出に必要な人材の確保や教育訓練について研修する。

##### ② 観光産業発展講座

- ・観光遊覧船の共通チケットをより効果的に販売する仕組みづくりについて研修する。
- ・各観光関連業者（遊覧船業者、旅館・ホテル等宿泊施設、飲食店等）と協力・連携し、新たな観光メニューの開発に向けて研修する。

#### （2）人材育成メニュー

##### ① 林業作業研修

- ・間伐作業に必須の作業路敷設技術と、チェーンソーや重機などの作業操作について研修する。
- ・作業路設計について四万十町から講師を招聘し、現地研修を実施する。

- ② 四万十ヒノキ活用研修
  - ・ 四万十ヒノキの需要拡大を図るため、在来工法住宅に係る四万十ヒノキ活用展示モデルハウスの建築や住宅建築相談、公共用建築物への地元材の使用、木製品の活用など四万十ヒノキのブランド化や販路拡大に向けて研修する。
- ③ 耕作放棄地解消研修
  - ・ 農業者の高齢化等に伴い増加傾向にある耕作放棄地の高付加価値型農業に適した耕作地への転換、土地改良などの技法について研修し、営農できる人材を育成する。
- ④ 高付加価値型農業研修
  - ・ 有機栽培など付加価値のある農産物の生産に向けた研修や、集中作業による効率化に対応できる人材育成を実施し、営農者の育成及び収入の安定を図り、雇用の創出に繋げる。
- ⑤ もったいないセミナー
  - ・ 地域内の一次産物を100%使い切る利用方法について、産物ごとのグループによる研修を行う。
  - ・ 地元グループ、旅館・ホテル等宿泊施設、飲食店等とも連携して、それぞれに指導者を配置し、名物料理や特産品の開発に関する研修を行い、創業や雇用の創出に繋げる。
- ⑥ 販売力強化育成講座
  - ・ 四万十川をはじめとした豊富にある自然豊かな地域資源を有効に活用し、地産池消のコーディネートや地産外商の販売促進ができる人材を育成する。
  - ・ 地域産物に付加価値を付け、高く売り出す戦略を全国に展開できる人材の育成を図る。
- ⑦ 売れっ子ガイド育成セミナー
  - ・ 市及び各団体で実施している観光客誘致促進事業などにおいて、その中核となるインストラクターを、ライフセービングや接遇マナー等の研修で強化し、プロとして活躍できる人材に育成する。

### (3) 就職促進メニュー

- ① 移住者相談事業
  - ・ 移住促進のために相談員を配置し、地域内の空き家調査

や農林業での求人状況の調査を行うとともに、移住についてのあらゆる相談に対応する。

- ・各地域に相談員が出向いていき、積極的な移住支援を行う。

② 情報提供のためのホームページ運営事業、パンフレット作成

- ・協議会ホームページの開設や、パンフレットの作成により、求人情報の提供や講習会・セミナーの開催等を周知する。

### 5-3-2 その他支援措置によらない事業

① 幡多広域観光協議会

- ・幡多広域市町村圏を構成する6市町村と観光協会（5市町）が連携を密にしながら、教育旅行等交流人口の拡大を図るために必要な施策や基盤整備を推進し、観光の振興と地域の活性化に貢献する。

② 商店街活性化モデル事業

- ・中村商工会議所が商店街振興組合連合会と共同で、商店街を舞台とした土佐一條公家行列「藤祭り」を行い、四万十市民に郷土の歴史や文化に対する誇りと自信を育むとともに、ゴールデンウィーク期間中の本市への集客を高めることにより、各商店街の活性化を図る。

③ 商店街等活性化事業

- ・商工会議所、まちづくり会社、商店街振興組合等が行う活性化のソフト事業に対し経費の一部を市が補助することで、中小小売・卸売業の振興、商店街の活性化を図る。

④ 四万十市中小企業振興資金

- ・中小企業の経営安定化に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることで企業の振興に資することを目的に、市が資金需要を勘案して必要額を取扱金融機関に無利子で預託し、取扱金融機関は預託金の3倍相当額を中小企業者に融資する。

⑤ 中心市街地活性化基本計画

- ・改正中心市街地活性化法に基づき、市街地の衰退に歯止めをかけるために、中心市街地活性化基本計画を策定した。平成20年7月9日に国の認定を受け、「賑わいと回

遊性のあるまちづくり、安心・安全 住みやすいまちづくり、商店街の再生による魅力あるまちづくり」を基本方針として全市的な活性化を図っている。

- ・計画に基づき、商業の活性化事業により、中小小売・卸売業の振興を図り、雇用の創出に繋げる。また、観光客を市街地へ流入できるように、観光コースの整備や、空き店舗を活用した地場産品の販売やPRの促進などの事業を実施し交流人口の拡大を図る。

⑥ 観光情報発信事業

- ・本市の魅力をつんだんに取り入れた観光パンフレットやポスターを作成し、積極的に情報発信することにより観光客誘致を図る。

⑦ 四万十観光キャンペーン事業

- ・現在実施しているそれぞれの観光に関する取り組みをさらに充実させ、年間を通じたストーリー性のあるものにまとめて広く周知活動を行い、通年型・滞在型の交流人口拡大を目指す。

⑧ 観光客誘致促進事業

- ・市内の生活文化や観光資源を活かしたイベントや、観光客の誘致促進事業、ガイド育成、受入体制の整備などを実施し、誘客増大を図る。

⑨ 広域圏観光客誘致促進事業

- ・四万十川流域及び四国西南地域や近隣市町村と連携し、他県での観光キャンペーンや観光物産展等を実施し、広域圏としての誘致促進事業を行う。

⑩ 林業後継者の指導・育成に関する事業

- ・林業後継者の育成と林業活性化を目的に、林業への新規就業希望者の研修場所として、西土佐地域の公有林を市が提供する。また、市は研修指導員の人件費の一部に対して負担することにより、林業後継者の指導・育成を図る。

⑪ 新規就農者の研修制度

- ・西土佐地域

市内で就農する意欲のある新規就農希望者を対象に、四万十市西土佐地域の認定農業者で組織する受入組合の農家での実践的な農業体験研修と、(財)四万十市西土佐農業公社での施設トマトや露地園芸を主体とした2年間の

専門的な技術と知識を取得する研修について、市が経費の一部を負担して、農業後継者の育成と確保を図る。

・中村地域

四万十農園あぐりっこ研修ハウスは、本市農業振興の基幹となる施設園芸での新規就農を志す者について、栽培及び経営技術の実践力を身に付けてもらう施設である。ここでは実地研修を通じて高度な技術と経営感覚を養うことで、将来の農業の担い手を育成する。

⑫ 高知大学との連携事業

・本市では、「四万十川の環境保全」、「内水面漁業の振興」、「学術情報の提供及び講師の派遣協力」等に関する事業を高知大学と共同で取り組むための「官学連携事業の推進に関する協定書」を平成19年6月5日に調印した。これにより、天然スジアオノリの生産量アップのための事業等を通じて新たな産業を起こし、雇用の創出や所得の向上を図る。

⑬ 地域の特産物を加工した食料品加工

・西土佐地域において地域の特産物である柚、栗等の製品化（ユズドレッシング、栗渋皮煮等）及び加工品（剥きくり）として出荷できる体制をつくとともに、製品のPR活動に取り組んでいく。また、中村地域においても地域の特産物及び新たな特産品加工に向けた体制づくりに取り組み、雇用の創出に繋げていく。

⑭ リサイクルの推進

・本市では、ゴミ収集を民間業者に委託するとともに、平成19年度を「ごみリサイクル元年」と位置付け「①生ごみの減量化、②紙ごみの資源化、③粗大ごみ（古鉄など）の資源化、④市民意識の改革」に取り組んでおり、生ごみの減量化と紙ごみの資源化に効果のある生ごみ乾燥機やシュレッターの購入費を原則半額補助する制度をはじめ、地区住民が集めた有価物の売却益を自主防災組織や環境美化活動などに活用してもらう、全国的にもユニークな「家庭ごみ減量チャレンジ事業」も実施している。このような取り組みにより、リサイクル分野を活性化させ、資源ゴミ収集運搬等における雇用の創出を図る。

⑮ 木材・木製品製造

・西土佐地域

成熟期を迎えつつある良質材を効率的に搬出間伐することにより、森と木材の価値を見直し、地域の所得向上と雇用機会の確保及び林業従事者の育成を図る。また、貴重な山林資源の有効活用のために、地域産材を地域で加工し特産品としての付加価値を付けて売り出していく。

・ 中村地域

全国的にも知られている四万十ヒノキを、建築用材として在来工法住宅への活用を図ることで新たな消費の拡大が見込めるので、四万十ヒノキを使ったモデルハウスの建築や住宅建築相談、公共建築物への活用などを進める。

⑩ 企業誘致

- ・ 本市においては、化学工業分野及び製造分野（一般機械器具製造業、精密機械器具製造業）の企業誘致を図っている。具体的には、税制面の優遇措置として、条例に基づき固定資産税の不均一課税等を実施している。

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度事業利用者への調査を行い、状況を把握・公表するとともに、四万十市雇用創造促進協議会等で、内容の見直しや諸事業に対する評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし